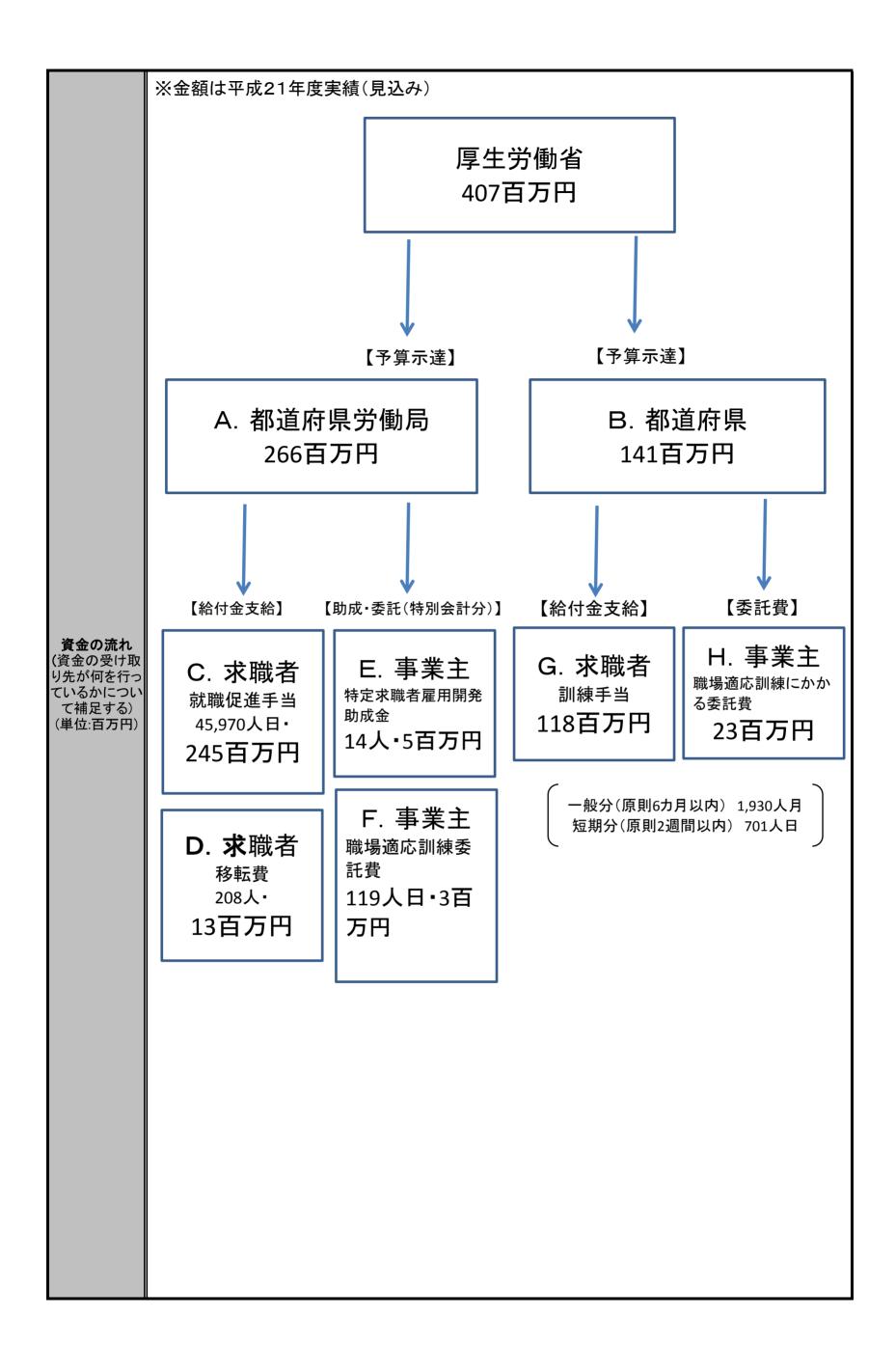
						事業番号	913		
			行政等	事業レビュ-	ーシート	(厚生	労働省)		
予算	算事業名 職業転換給付金制度		付金制度	事業開始 年度	昭和4	昭和41年度			
担当	治部局庁 職業安定局		担当課室	雇用	雇用開発課				
会計区分		一般会計及び労働保障	食特別会計雇用勘定	上位政策	高齢者・障害者 こと	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・ こと			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		雇用対策法第18条第1号 策法施行令第2条、雇用 条の4、同規則第2条から 条及び雇用保険法第63 保険法施行規則第1305	関係する計画 通知等	-					
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)		中高年齢者、障害者等の就職が困難な失業者及び国の施策等により離職を余儀なくされた離職者等に対し、これらの失業者の生活の安定を図りながら再就職の促進を図ることを目的として、各種の給付金を支給する。							
事業概要 (5行程度以 内。別添可)		(1) 求職者に支給されるもの ①就職促進手当(求職者の求職活動の促進とその生活の安定を図る給付金)、②訓練手当(求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金)、③広域求職活動費(広範囲の地域に渡る求職活動に要する費用に充てるための給付金)、④移転費(就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金)、⑤就業支度金(公共職業安定所の紹介により就職することを促進し、又は事業を開始することに要する費用に充てるための給付金)(2)事業主に支給されるもの ①職場適応訓練費(雇用保険受給資格者以外の求職者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための給付金)②職場適応訓練委託費(雇用保険受給資格者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための会付金)(2) で、③特定求職者雇用開発助成金(就職が特に困難な者を雇い入れることを促進するための給付金)							
実施状況		(1)求職者に支給されるもの ①就職促進手当:45,970人日、②訓練手当:一般分(原則6カ月以内)1,930人月、短期分(原則2週間以内)701人日、③ 広域求職活動費:4人、④移転費:208人、⑤就業支度金:0人 (2)事業主に支給されるもの ①職場適応訓練費:一般分(原則6カ月以内)1,930人月、短期分(原則2週間以内)701人日、②職場適応訓練委託費: 119人日、③特定求職者雇用開発助成金:14人 すべて平成21年度実績							
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求		
		予算額(補正後)	862	837	1,003	776	691		
予算の状況 (単位:百万円)		執行額	468	454	407				
		執行率	54.3%	54.2%	40.6%				
		総事業費(執行ベース)	609	636	655				
自己点検	支出先・ 使途の把握水準・ 状況 大次元 大次元								
予算監視・効率化 補記	一部改善(執行状況を予算要求に反映) 毎年度恒常的に不要が生じており、予算と執行の乖離の要員等を精査し、予算を縮減すべき。								



A.都道府県労働局 E.事業主 金 額 金 額 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) (百万円) 就職促進手当の求職者への支給 給付金 245 給付金 特定求職者雇用開発助成金、賃金の定額助成 移転費の求職者への支給 給付金 13 給付金 事業主への助成金の支給 委託費 委託費の事業主への支出 計 266 計 5 B.都道府県 F.事業主 金額 金額 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) (百万円) 職場適応訓練実施企業への委託費の支 負担金 委託費 職場適応訓練費として定額の支給 23 出(定額) 職場適応訓練に係る訓練手当の求職者への 支給 負担金 118 費目・使途 (「資金の流れ」 においてブロッ クごとに最大の 金額が支出さ 計 141 計 3 れている者に ついて記載す C.求職者 G.求職者 る。使途と費目 金 額 金 額 費目 使 途 費目 使 途 の双方で実情 (百万円) (百万円) が分かるように 給付金 就職促進手当として定額の支給 245 給付金 職場適応訓練の訓練手当(定額) 118 計 245 計 118 D.事業主 H.事業主 金 額 金 額 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) (百万円) 給付金 移転費として定額の支給 委託費 職場適応訓練費として定額の支給 23 13 計 計 23 13

記載)

各 給 付 金 の 内 容

給付金の種類 (根拠法規)	対	象	者		支	給	額	Ī
就 職 促 進 手 当 (雇用対策法第 18 条 第 1 号)		又は職業訓練 以上の求職者 四港湾 ⑥特	の待期期間中 等 ③漁業 定漁業 ⑦駐	支 2. (1)	給に係る離職	战日前の負 円∼ 5,820 あった者 吸地区分別 也 也 也 也 も	賃金日額に応) 円 ・以外の者	じ日額
訓 練 手 当 (雇用対策法第18条 第2号)	る者 ①中高年 ② 45 歳 害者 ④離農 ⑤ ⑦広域 ⑧へき	以上の求職者 母子家庭の母 地 ⑨災害等 業 ⑪本四航 ⑭駐留軍 ⑮	等 ③知的障等 ⑥中国等 (地域内居住 路 ⑫本四港 沖特 ⑯沖縄	(2)	1 級 比 3 級 比	也 也 也 当 (日額) (月額)	・別) 4,310 円 3,930 円 3,530 円 700 円 42,500 円まて 10,700 円	ŝ
広域求職活動費 (雇用対策法第18条 第3号)	次のいずれかに う者 ①中高年 ② 45 歳 ④中国等 ⑤広域 漁業 ⑨本四航路 迎駐留軍 ⑬沖4	以上の求職者 ⑥へき地 ⑩本四港湾	等 ③離農 ⑦災害等 ⑧	(2)		等	船賃、航空賃、 8,700 円 7,800 円	車賃)
移 転 費 (雇用対策法第 18 条 第 4 号)	次のいずれかに 又は訓練受講のた するもの ①中高年 ② 45 歳 ④中国等 ⑤広域 漁業 ⑨本四航路 ⑫北朝鮮 ⑬駐昏	めその住所又 以上の求職者 ⑥へき地 ⑩本四港湾	は居所を変更 等 ③離農 ⑦災害等 ⑧	(2)	移転料 距 ①から⑫ゆ 62,000 ③及び⑭ゆ 93,000 (⑬から頃へ住所又は 推養手当 世帯 2	離に応じ の対象者 円~ 188 の対象者 円~ 282 ④のうち神 は居所を変 5,000 円~	,000円 の場合	新は 1/2) 新道府県 5,000 円)
職場適応訓練費(雇用対策法第18条第5号)	県知事等の委託を事業主 ①中高年 ② 45 歳 害者 ④離農 ⑤ ⑦広域 ⑧へき地	受けて職場適 以上の求職者 母子家庭の母 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	応訓練を行う 等 ③知的障 等 ⑥中国等 地域内居住者 ⑫本四港湾	(1) (2) 2. (1)	重度の障害 月 額 (短 期 日 対象期間	日額 者(職場 日額 6 2	1 人につき) 24,000 円 960 円) 適応訓練生 1 人 25,000 円 1,000 円) か月以内内 1 年以内内 週間以内) 週間以内)	につき)

就業支度金 第6号)

次のいずれかに該当する者であって、離職 始し、かつ、当該事業により自立できると公一げる日数を乗じた金額 共職業安定所長が認めた者又は公共職業安定 所の紹介により継続して雇用される労働者と して再就職する者

①漁業 ②本四航路(35歳以上の者) 四港湾(35歳以上の者) ④特定漁業(35歳 以上の者) ⑤駐留軍(沖縄県の区域内に住 (沖縄県の区域内に住所又は居所を有する者 場合上記に掲げる日数の5割増とする。 は3年以内)

就職促進手当の日額に離職日の翌日から自営又 (雇用対策法第18条 の日の翌日から起算して2年以内に事業を開して再就職の日までの期間の区分に応じ、次に掲

> 1年未満 75 日分 1年以上1年6月未満 50 日分 1年6月以上2年以内 30 日分 2年を超えて3年以内 20 日分

また、⑤、⑥に該当する者が沖縄県以外の区域 所又は居所を有する者は3年以内) ⑥沖特 に住所又は居所を変更して自営又は再就職する

第6号)

特 定 求 職 者 1. 次のいずれかに該当する者 (65 歳未満の) 雇用開発助成金 者に限る) を公共職業安定所の紹介により継 (雇用対策法第18条 続して雇用する労働者として雇い入れる事業

> ①高年齢者 ②身体障害者 ③知的障害者 ④精神障害者 ⑤母子家庭の母等 ⑥中国等 ⑦北朝鮮 ⑧駐留軍(45 歳以上の者) 特(45歳以上の者) ⑩特定漁業(45歳以上 の者) ⑪漁業(45歳以上の者) ⑫本四航路 (45 歳以上の者) ③本四港湾(45 歳以上の 者) ⑭その他の就職困難者(45歳以上の者) 2. 上記1の対象労働者の雇入れの前及び後 労働者を事業主都合により解雇したことがな い事業主

1 士公宏

1. 支給額		
対象労働者 (一般被保険者)	大企業	中小企業
(1)障害者 (②・③の重度障 害者、④を含む (短時間労働者))	30 万	90万
(2)上記(1)以外 の者 (短時間労働者)	30万	60 万
(3)重度障害者等 (②・③の重度障害者、④(短時間 労働者を除く))	100万	240 万
(4)身体・知的 障害者 (②・③ (短時間 労働者を除く))	50 万	135 万
(5)上記(3)(4) 以外の者 (短時間労働者を 除く) 2 支給期間	50 万	90 万

2. 支給期間

上記1(1)大企業1年間、中小企業1年6か月間

- (2) 大企業及び中小企業1年間
- (3) 大企業 1 年間、中小企業 2 年間
- (4) 大企業1年間、中小企業1年6か月間
- (5) 大企業及び中小企業1年間

中高年・・・中高年齢失業者等求職手帳所持者、離農・・・離農転職者、中国等・・・中国残留邦人等永住帰国者、広域・・ 注) ・広域就職適格者、へき地・・・へき地又は離島の居住者、災害等・・・激甚災害地域離職者等(激甚災害地域離職者、災害 による内定取消し未就職卒業者、激甚な災害を受けた地域内に居住する者)、沖縄若年・・・沖縄若年求職者、漁業・・・ 雇用対策法施行規則附則による漁業離職者求職手帳所持者、本四航路・・・一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持 者、本四港湾・・・港湾運送事業離職者、特定漁業・・・国際協定の締結等に伴う漁業離職者求職手帳所持者、駐留軍・・・認 定駐留軍関係離職者、沖特・・・沖縄失業者求職手帳所持者、北朝鮮・・・北朝鮮帰国被害者等